

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 外国人高度専門職就労申請について

外国人の台湾における就労について、就業服務法の規定によると、法律で明確に定められている場合を除き、原則として台湾国内の使用者が、主務機関に招聘雇用の許可を申請後、初めて就労することができるとしている。外国人の就労についての関連事項を、以下詳細に説明する。

### 一、外国人の台湾における就労の法的根拠

就業服務法第 43 条より：

「この法律に別段の定めがある場合を除き、外国人は、使用者による許可の申請を経ずに、中華民國国内において労働させてはならない。」

所謂「労働」とは、行政院労働部労働力發展署が定めた「在台工作須知（台湾における労働に関する注意事項）」の定義に基づき、有償、無償に関らず、労務の提供又は労働の事実があることを指す。

### 二、外国人の台湾における就労資格

#### 1. 高度専門職従事者

就業服務法第 46 条第 1 項第 1 号から第 6 号に規定の労働が許可された外国人を指す。

#### 2. 外国籍労働者

就業服務法第 46 条第 1 項第 8 号から第 11 号に規定の労働が許可された外国人を指す。

#### 3. 華僑・外国人留学生

就業服務法第 50 条第 1 号、または第 2 号に規定の労働に従事する外国人を指す。

#### 4. 特殊身分の外国人

就業服務法第 51 条第 1 項第 1 号から第 4 号の規定の労働に従事する外国人を指す。主に、難民、合法的に台湾において連続 5 年以上労働に従事している者、中華民國国内に戸籍のある直系親族との共同生活を認められた者、永久居留権（永住権）を有する者。

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

### 三、高度専門職に従事する外国人の台湾における法定労働関連事項

就業服務法第 46 条第 1 項より：

使用者が、外国人を招聘雇用し、中華民國国内において労働に従事させる場合、この法律に別段の定めがある場合を除き、次の各号に限定される：

1. 専門性や又は技術性を要する労働に従事する者
2. 華僑又は外国人が政府から投資又は設立の認可を受けた事業の主管
3. 下記学校の教師：
  - (1) 公立又は公認私立大專（日本の短期大学に近い学制）以上の学校又は外国人のための学校の教師
  - (2) 公立又は公認私立高等学校以下の学校で外国語教師の免許をもつ教師
  - (3) 公立又は公認私立実験高等学校のバイリンガル部署又はバイリンガル学校の学科教師
4. 補習教育法に基づき公認された短期補習クラスの専門外国語教師
5. スポーツのコーチ及びスポーツ選手
6. 宗教、芸術及び芸能界の労働
7. 商船、作業船及びその他交通部から特別許可を得た船舶の船員
8. 海洋網漁の労働
9. 家政婦及び介護の労働
10. 国の重要な建設工事又は経済社会発展の需要により、中央主務機関が指定する労働
11. その他労働の特殊な性質により、国内においてかかる人材が不足しており、業務上確かに外国人を雇用し労働に従事させる必要性があり、中央主務機関の特別案件により許可された場合

### 四、高度専門職に従事する外国人の招聘雇用資格及び許可申請要件<sup>1</sup>

1. 就業服務法第 46 条第 1 項第 1 号から第 6 号「招聘資格及び審査基準」（以下「審査基準」という）第 2 条より：  
外国人が招聘雇用され、この法律第 46 条第 1 項第 1 号から第 6 号に規定の労働に従事する場合、その労働資格は、本基準の規定に符合していなければならない

<sup>1</sup> 関連内容が広範囲に及ぶため、本文は就業服務法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定を以って説明する。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

2. 各種労働従事者の招聘雇用資格及び許可申請要件

(1) 専門職又は技術職

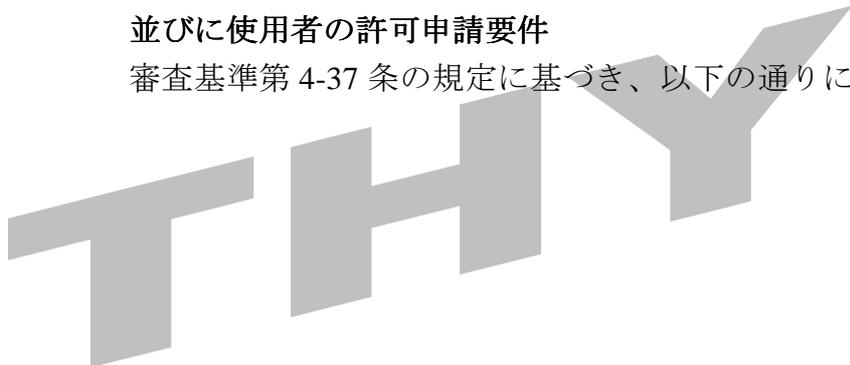
A. 高度専門職に従事する外国人の招聘雇用資格

原則として審査基準第 5 条の規定に基づき「外国人を招聘雇用して、前条の労働に従事させる場合、本基準のその他規定に符合するほか、下記の資格一つにも符合していなければならない」とする。

- 一、「専門職業及技術人員考試法（専門職及び技術者試験法）」の規定に基づき、証書又は開業資格を取得した者
- 二、国内外大学関連学科の修士以上の学位を取得した者、又は関連学科の学士の学位を取得し、二年以上の実務経験のある者
- 三、グローバル企業で満 1 年以上勤務し、台湾に赴任する者
- 四、専門訓練、又は独学により、5 年以上の実務経験があり、独創的及び特殊な表現を有する者

B. 労働内容及び高度専門職に従事する外国人の招聘雇用資格並びに使用者の許可申請要件

審査基準第 4-37 条の規定に基づき、以下の通りに整理する。



本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

専門職又は技術職		
項目/内容 (*印のある使用者は別途営業実績条件に符合を要する)	外国人の高度専門職従事者の のその他必要資格	使用者の許可申請要件
一、営繕工事又は建築技術業務 営繕工事施工技術指導、品質管理コントロール又は建築工事の企画、設計、監督、技術コンサルティング	特になし	下記条件の一つを備えなければならない： 1. 目的事業主務機関の許可、登記を取得した建設業者 2. 建築士開業証明及び2年以上の建築実務経験者
二、交通 陸運事業、海運事業、郵政事業、電信事業、観光事業、気象事業、前述各項事業の関連企画や管理業務	第 11-14 条、第 17 条、第 20 条等の規定を参照	中央目的事業主務機関が発行する事業経営証明をそれぞれ取得するほか、第 15-16、第 18-19 条等の規定にも符合する必要がある
三、財務、税務、金融サービス 証券、先物事業、金融事業、保険事業、産業会計事務の業務、会計士法で定められた業務	特になし	中央目的事業主務機関が発行する証券、先物事業、金融事業又は保険事業の経営証明、会計士開業登記をそれぞれ取得すること
四、不動産取引* 不動産仲介又は代理販売	直轄市、県（市）主務機関が発行する不動産仲介人証書又は中央目的事業主務機関指定の機構、団体が発行する不動産仲介業者証明を取得	特になし
五、移民手続き* 投資移民に関連する資金コンサルティング、仲介業務。但し移民者の権益が保護されるものに限る。その他移民と関連するコンサルティング業務	下記資格の一つが必要： 1. 前項の移民業務に2年以上従事している 2. 移民官、移民ビザ担当職務に1年以上従事したことがある 3. 弁護士資格を有し、移民関連業務に1年以上従事したことがある	特になし
六、弁護士	下記資格の一つが必要： 1. 中華民国弁護士資格 2. 外国法律事務弁護士資格	下記資格の一つが必要： 1. 中華民国弁護士資格 2. 外国法律事務弁護士資格
特許弁理士	特許弁理士資格	特許業務を行う事務所を経営するには、下記条件の一つが必要：

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中華民國特許弁理士</li> <li>2. 中華民國弁護士</li> <li>3. 中華民國特許代理人</li> </ol>
七、技師	「技師法」に基づき定められた中央主務機関が発行する開業資格	<p>下記証明の一つを取得しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工程技術顧問会社登記証</li> <li>2. 目的事業主務機関発行の当該業務の経営証明</li> </ol>
八、医療機関における医療保険関連業務	<p>下記資格の一つが必要：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中央目的事業主務機関が発行する医療専門職業証書を取得した医師、漢方医、歯科医、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、看護師、栄養士、臨床心理士、カウンセリング心理士、呼吸療法士、言語療法士、聴覚専門医、歯科技士及び助産師</li> <li>2. そのほか中央主務機関と中央目的事業主務機関が共同検討し、認定された医療衛生業務上雇用すべき医療の専門家又は技術者</li> </ol>	<p>医療機関は下記各項に限ることとする：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療機構</li> <li>2. 看護機構</li> <li>3. 医薬品メーカーと薬局</li> <li>4. 衛生財団法人</li> <li>5. その他中央主務機関と中央目的事業主務機関の共同検討で認定された前述の外国人を雇用することができる機構</li> </ol>
<p><b>九、環境保護*</b> 人材訓練、技術研究、汚染防止機具設置、操作、メンテナンス業務</p>	特になし	<p>使用者は下記各項に限られる：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境検査測定機構</li> <li>2. 廃水処理代理業者</li> <li>3. 建築物汚水処理施設の処理機関</li> <li>4. 廃棄物除去処理機構</li> <li>5. その他中央主務機関と中央目的事業主務機関が共同検討で認定の前述外国人を雇用することができる事業</li> </ol>
<p>十、文化、スポーツ及びレジャー関連業務 出版事業*、映画事業*、無線・有線及び衛星放送事業*、文芸及びスポーツサービス業*、図書館及び資料保存業、博物館・歴史遺産及びその他文化資産保存機構、レジャーサー</p>	特になし	<p>左列第5号及び第6号の外国人を招聘雇用する使用者は、目的事業主務機関発行の図書館、資料保存業、博物館又は歴史遺産等機構の証明を取得しなければならない</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

ビズ業*		
十一、学術研究	特になし	専科(専門学校、短大に相当)以上の学校、中央目的事業主務機関が法に基づき認可した学術研究機構又は教育病院でなければならない
十二、獣医	中央主管目的事業主務機関が発行した獣医証明書を取得しなければならない	獣医の開業機構又はその他中央主務機関と中央目的事業主務機関の共同検討で、認定された獣医が従事する機構でなければならない
十三、製造業* 経営管理、研究、分析、設計、企画、メンテナンス、コンサルティング、機具設置、技術指導等	特になし	特になし
十四、卸売業* 経営管理、設計、企画、技術指導等	特になし	特になし
十五、その他中央主務機関と中央目的事業主務機関が共同検討で指定した労働*	特になし	特になし

### C. 使用者の営業実績に関する規定

審査基準第 36 条の規定より：

使用者は、下記条件の一つに符合していなければならない：

#### 一、本国企業：

- (一) 設立 1 年未満の場合、実収資本額が新台幣ドル 500 萬元以上で、営業額が新台幣ドル 1000 萬元以上、輸出入実績総額が 100 萬米ドル以上、又は代理手数料が 40 萬米ドル以上である。
- (二) 設立 1 年以上の場合、直近 1 年又は前 3 年度平均の営業額が新台幣ドル 1000 萬元以上であり、平均輸出入実績総額が 100 萬米ドル以上、又は平均代理手数料が 40 萬米ドル以上である。

#### 二、外国企業の台湾支店又は大陸企業の台湾支店：

- (一) 設立 1 年未満の場合、台湾における運営資金が新

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

台湾ドル 500 萬元以上で、営業額が新台幣ドル 1000 萬元以上、輸出入実績総額が 100 萬米ドル以上、又は代理手数料が 40 萬米ドル以上である。

(二) 設立 1 年以上の場合、台湾における直近 1 年又は前 3 年度平均の営業額が新台幣ドル 1000 萬元以上であり、平均輸出入実績総額が 100 萬米ドル以上、又は平均代理手数料が 40 萬米ドル以上である。

三、中央目的事業主務機関の特別案件として許可された外国企業駐在員事務所又は大陸企業の台湾事務所であり、且つ台湾での労働実績がある場合。

四、中央目的事業主務機関の認可を受けて設立された研究開発センター、企業運営本部である場合。

五、国内の経済発展に対して実質的な貢献がある、又は特殊な状況により、中央主務機関と中央目的事業主務機関が共同検討し特別案件として認定された場合。

## (2) 華僑又は外国人による投資又は事業設立目的の管理職務

### A. 外国人管理職の招聘雇用資格

審査基準第 38 条の規定より：

この法律第 46 条第 1 項第 2 号の規定に基づいて招聘雇用する華僑又は外国人が、政府承認の投資又は設立事業の担当管理職として赴任する場合、下記資格の一つを備えていなければならない：

- 一、「華僑回帰投資条例」又は「外国人投資条例」に基づいて、投資を許可された企業であり、華僑又は外国人所有の投資事業の株式又は出資額の合計が、当該事業の総株式数又は資本総額の 3 分の 1 を超える企業の支配人。
- 二、外国支店の支配人。
- 三、中央目的事業主務機関により設立が許可された駐在員事務所の代表者。
- 四、第 6 条第 2 項の条件に符合する革新的な能力のある新興事業の該当部門の副責任者以上、或はその階級に相当する者。

使用者は前項第 1 号から第 3 号の規定に基づき、招聘雇用的人数が 1 名を超える場合、その外国人、使用者の資格又はそ

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

の他資格は、第 2 章の規定<sup>2</sup>に符合しなければならない。

## B. 外資事業の必要要件

審査基準第 39 条の規定より：

前条の外国人の使用者は、下記条件の一つを備えなければならない：

- 一、設立 1 年未満の場合、実収資本額又は台湾における運営資金が新台幣ドル 50 萬元以上で、営業額が新台幣ドル 300 萬元以上、輸出入実績総額が 50 萬米ドル以上、又は代理手数料が 20 萬米ドル以上である。
- 二、設立 1 年以上の場合、台湾における直近 1 年又は前 3 年度の平均の営業額が新台幣ドル 300 萬元以上であり、平均輸出入実績総額が 50 萬米ドル以上、又は平均代理手数料が 20 萬米ドル以上である。
- 三、中央目的事業主務機関から設立許可を受けた外国企業駐在員事務所であり、且つ実務経験者である場合。ただし設立 1 年未満の場合、実務経験は免除される。
- 四、国内の経済発展に対して実質的な貢献がある、中央主管機関と中央目的事業主務機関が共同検討し、特別案件として認定された場合。

## 五、外国人の台湾における就労関連申請手続き

### 1. 招聘雇用申請許可

#### (1) 申請者：使用者

就業服務法第 43 条の規定より：

この法律に別段の定めがある場合を除き、外国人は使用者による許可の申請を経ずに、中華民国国内において労働させてはならない

#### (2) 管轄機関：行政院労働部労働力發展署

一般の高度専門職に従事する外国人の就労許可は、行政院労働部が行う。(科学園区、加工輸出区の高度専門職に従事する外国人の就労許可はそれぞれ科学園区管理局、加工輸出区管理所に申請する)

<sup>2</sup> 前述専門又は技術的職務の規定。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

(3) 申請必要書類：

専門職又は技術職	華僑、外国人の投資事業管理職
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請書</li> <li>2. 招聘機構の責任者の国民身分証又は外国旅券コピー</li> <li>3. 招聘機構の登記証明又は商業登記証明、営業額証明、特許事業許可証などのコピー</li> <li>4. 招聘雇用契約書コピー又は写し（招聘外国人の氏名、国籍、役職、職務内容、給与報酬、雇用期間を明記し、双方の署名をしたもの）</li> <li>5. 招聘雇用する外国人の名簿</li> <li>6. 招聘雇用する外国人の旅券コピー</li> <li>7. 招聘雇用する外国人の学歴証明書コピー</li> <li>8. 招聘雇用する外国人の資格条件書類</li> <li>9. 審査費の領収書原本（郵政劃撥収據（郵便局での振込み領収書）：申請 1 件につき新台幣ドル 500 元）</li> <li>10. 招聘雇用する外国人が 20 歳未満の場合、その法定代理人の同意を得た招聘雇用書類と法定代理人の旅券コピー</li> <li>11. 招聘雇用日の前年に別の使用者に雇用されていた場合、前年度の財政部国税局発行の外僑綜合所得稅納稅證明書コピーを添付する</li> <li>12. 就労内容によって、上記の書類以外に、各項の専門的、技術的な資格證明書類を添付しなければならない</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請書</li> <li>2. 招聘機構の責任者の国民身分証又は外国旅券コピー</li> <li>3. 招聘機構の登記証明又は商業登記証明、営業額証明、特許事業許可証などのコピー</li> <li>4. 招聘雇用契約書コピー又は写し（招聘外国人の氏名、国籍、役職、職務内容、給与報酬、雇用期間を明記し、双方の署名をしたもの）</li> <li>5. 招聘雇用する外国人の名簿</li> <li>6. 招聘雇用する外国人の旅券コピー</li> <li>7. 審査費の領収書原本（郵政劃撥収據（郵便局での振込み領収書）：申請 1 件につき新台幣ドル 500 元）</li> <li>8. 招聘雇用する外国人が 20 歳未満の場合、その法定代理人の同意を得た招聘雇用書類と法定代理人の旅券コピー</li> <li>9. 招聘雇用日の前年に別の使用者に雇用されていた場合、前年度の財政部国税局発行の外僑綜合所得稅納稅證明書コピーを添付する</li> <li>10. 主務機関が発行した華僑・外国人投資事業認可証明書コピー</li> <li>11. 企業の資本額証明書類コピー、設立満 1 年以上の場合は営業額証明書類コピーを添付する</li> <li>12. 会社登記又は変更事項登記表</li> </ol>

2. 居留ビザ申請

主務機関より招聘雇用許可を得た後、入国し就労を開始する前に台湾の在外駐在部門にてビザを申請しなければならない。仮に先に入国した場合、各地の外交部領事事務局又は事務所にてビザの変更手続きをしなければならない。

3. 外僑（在留外国人）居留証

入国又はビザの変更から 15 日以内に、内政部入出国及移民署（出入

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

国及び移民所)の各県(市)服务站(サービスセンター)にて外僑居留証を申請しなければならない。



---

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。